

公益社団法人全国市有物件災害共済会情報システム管理規程

平成24年6月18日制定

平成28年6月1日全部改正

平成30年5月21日一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 管理体制（第4条—第8条）
- 第3章 役職員等の責務（第9条）
- 第4章 情報セキュリティ対策（第10条—第15条）
- 第5章 懲戒等（第16条）
- 第6章 雑則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会リスク管理規程（以下「リスク管理規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下「本会」という。）における情報システムの適正な管理及びセキュリティ対策を図るため必要な基本的事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）情報システム 電子情報処理装置のハードウェア及びソフトウェア並びにネットワーク及び記録媒体で構成され、電子情報処理を行う仕組みをいう。
- （2）ネットワーク 情報システムのうち電子情報処理装置間を接続するための通信網及びその構成機器をいう。
- （3）電子情報処理 情報システムを利用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、出力、通信若しくは消去又はこれらに類する処理をいう。
- （4）情報資産 情報システムの導入から運用に至るまでのすべてのデータ、情報システムに係る入出力帳票及び情報システムに係るドキュメント（システム設計書、プログラム説明書、操作手引書、その他の電子情報を処理するための取扱要領又は仕様書）をいう。

- (5) データ 電子情報処理の対象となる情報又は電子情報処理された情報をいう。
- (6) 職員 公益社団法人全国市有物件災害共済会職員就業規則第2条(ただし書に掲げるものを含む。)及び公益社団法人全国市有物件災害共済会嘱託職員就業規則第2条に掲げる職員並びに派遣従業員をいう。
- (7) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (8) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (9) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (10) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用される。

第2章 管理体制

(情報システム管理責任者)

第4条 情報システムの総合的な管理の責任者として、情報システム管理責任者を置く。

- 2 情報システム管理責任者は、常務理事をもって充てる。
- 3 情報システム管理責任者は、次の各号の決定を行う。

- (1) 情報システムの新たな導入及び大幅な修正
- (2) その他重要事項の決定

4 情報システム管理責任者は、情報システムの基本的な管理、利用及び情報システムの導入並びに情報システム及び電子情報処理の変更について、公正かつ適正な運営を期するため情報システム運営委員会を設置する。

5 第3項各号のうち、情報システム管理責任者が必要と認めた事項にあつては、理事長の判断を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(総括保護管理者)

第5条 情報システム及び情報資産の管理並びに情報セキュリティ対策に関する事務の統括を行うため、総括保護管理者を置く。

- 2 総括保護管理者は、業務部長をもって充てる。
- 3 総括保護管理者は、次の各号の事務を行う。

- (1) 情報システムの管理に関する事務の統括に関すること。
- (2) 情報システムの管理に係る各部及び各地区事務局との調整に関すること。

(保護管理者)

第6条 情報システムを日常的に管理するため、各部及び各地区事務局に、保護管理者を置く。

2 保護管理者は、各部長及び各地区事務局長をもって充てる。

3 保護管理者は、各部及び各地区事務局における情報システムの管理に関する事務を行う。

(保護担当者)

第7条 保護管理者の職を補助するため、各部及び各地区事務局に保護担当者を置く。

2 保護管理者は、保護担当者を課長又は担当課長から選任しなければならない。

3 保護担当者は、保護管理者の行う各部及び各地区事務局における情報システムの管理に関する事務の補助を行う。

4 保護担当者を選任した場合は、保護管理者は総括保護管理者へ報告する。

(情報システム監査の補助者)

第8条 監事が監査として実施する業務調査の際、監事は情報システムの調査を補助するために必要な補助者を、常務理事との協議のうえ、公益社団法人全国市有物件災害共済会職員就業規則第2条に掲げる職員の中から指名することができる。

第3章 役職員等の責務

(役職員等の責務)

第9条 役職員及び受託事業者(情報システムに係る業務の処理を受託したものをいう。)は、情報セキュリティの重要性について認識を深めるとともに、その事務の執行に当たっては、この規程を遵守しなければならない。

第4章 情報セキュリティ

(情報セキュリティ対策の基本)

第10条 役職員は、情報システムを災害、犯罪等の脅威から保護し、データ処理の安定的かつ効率的な運用及び高度な安全性の確保に努めなければならない。

(情報セキュリティ対策の実施)

第11条 総括保護管理者は、前条に定める脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制 技術的な対策を推進する組織体制(以下「情報セキュリティ委員会」という。)を設置する。

(2) 情報セキュリティ対策基準 情報セキュリティ対策のための具体的な遵守事項、判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を定める。

(情報セキュリティ対策に関する検証)

第12条 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ対策の遵守状況について、定期的に検証を実施する。

(情報システムの適正な管理)

第13条 情報システムの所管課長は、情報システムの適正な管理のため、定期的に自己点検を実施する。

(再発防止措置)

第14条 総括保護管理者は、第10条の情報システムに対する脅威が生じた場合には、原因を分析し、再発防止のための必要な措置を講じる。

(緊急事態対策室の設置等)

第15条 リスク管理規程第12条に定める緊急事態に準じる事態が発生した場合は、同規程第16条に基づき、緊急事態対策室を設置するほか、同規程第17条から第26条の規定を準用する。

第5章 懲戒等

(懲戒等)

第16条 故意又は重過失により、リスク管理規程第27条第1項各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分等の必要な措置を講じる。この場合にあつては、リスク管理規程第27条第1項各号中「具体的リスク」とあるのは、「情報システムに関するリスク」と読み替える。

第6章 雑則

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月21日から施行する。